

熱中症に関する政府の取組の概要

1. 気象情報の提供、注意喚起

気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）



暑さ指数の情報提供（環境省）



2. 予防・対処法の普及啓発

熱中症予防強化月間（7月）の設定（関係省庁連絡会議）

救急業務における対策（消防庁）

日常生活における対策（厚生労働省、環境省、気象庁）

学校現場における対策（文部科学省）

職場における対策（厚生労働省）

農業現場における対策（農林水産省）

節電啓発・広報活動における対策（経済産業省、環境省）

シンポジウムの実施（環境省）



3. 発生状況等に係る情報提供

熱中症による救急搬送状況等（消防庁）

学校管理下における熱中症の発生状況等（文部科学省）

職場における熱中症による死傷災害発生状況（厚生労働省）

熱中症による死亡者数（厚生労働省）



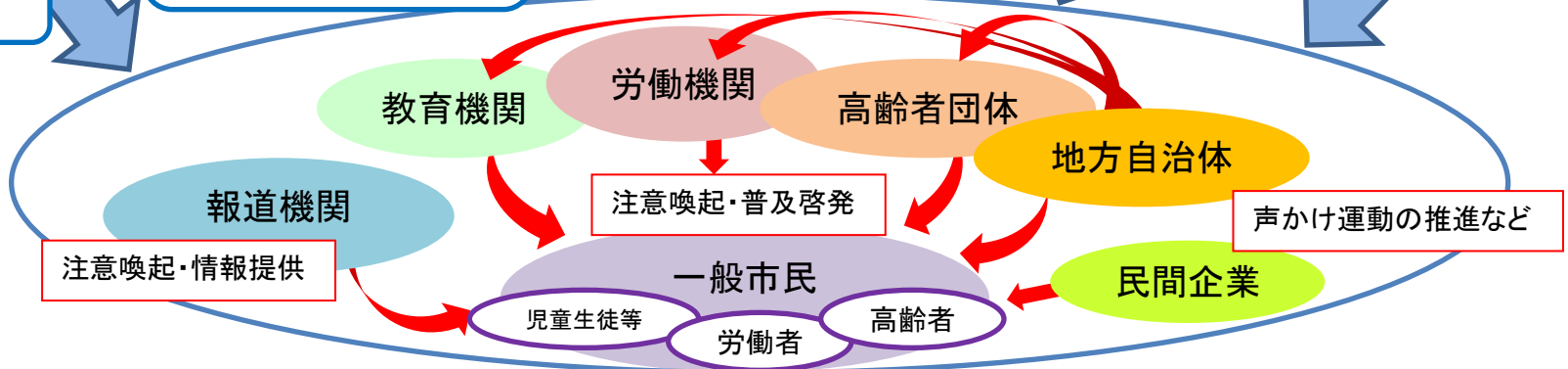
4. 調査研究の推進（環境省）



報道機関等への情報配信など

マニュアル、ポスター、パンフレット、カード等の配布

ホームページ上での公開



注意喚起の徹底、予防・対処法の普及啓発の推進